



2022年5月11日

各 位

会 社 名 : 株式会社ヤマナカ
代表者名 : 代表取締役社長 中野 義久
(コード番号 : 8190 名証メイン)
問合せ先 : 企画ユニット長 脇 尚也
(電話番号 : 052-413-7232)

当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年9月16日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 88,380株
(3) 発行価額	1株につき 699円
(4) 発行価額の総額	61,777,620円
(5) 割当予定先	当社及び当社子会社の従業員 800名 88,380株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、当社の創業100周年を記念し、当社グループの従業員に対する福利厚生増進策として財産形成の一助とすることに加え、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員合計721名に対して金銭債権合計56,143,680円を付与することを決議するとともに、当社子会社においても、2022年6月15日開催予定の取締役会において、所定の要件を満たす当社子会社の従業員合計79名に対して金銭債権合計5,633,940円を付与することを決議する予定です（以下、これらの当社及び当社子会社の従業員を総称して「対象従業員」といいます。）。

その上で、当社は、2022年5月11日開催の取締役会で、これらの金銭債権の合計61,777,620円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金699円）、本自己株式処分として当社の普通株式88,380株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2022年9月16日（払込期日）から当社又は当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、2022年9月16日（払込期日）から2032年9月15日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社子会社の従業員のいずれかの地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間満了日において、当該対象従業員に付与された本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、本役務提供期間中に死亡、定年退職、会社都合退職（懲戒解雇を除く。）その他当社の取締役会又は取締役会が指名した取締役が正当と認める事由により当社又は当社子会社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、当該対象従業員に付与された本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

また、対象従業員が本役務提供期間中に休職した場合であったとしても、本譲渡制限期間満了時点（ただし、対象従業員が死亡、定年退職、会社都合退職（懲戒解雇を除く。）その他当社の取締役会又は取締役会が指名した取締役が正当と認める事由により当社又は当社子会社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点）をもって、当該対象従業員に付与された本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象従業員が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社の創業100周年を記念して割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年5月10日（取締役会決議日の前営業日）の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値である699円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上